

＜仕様書＞

「ラグビーワールドカップ 2019 日本大会 札幌ドーム内における メディアセンターでの観光情報等提供デスク設置及びメディア向けファムツアー」

1 目的

ラグビーワールドカップ 2019™の開催に合わせて、札幌に訪れた海外のメディアに対し、札幌のスポーツ環境・魅力を発信すると併に、メディアが効率よくスムーズに観光箇所等を取材していただくために、メディア専用の案内所を開設し、札幌の知名度向上及び誘客促進につなげることを目的とする。

2 業務実施主体及び事業実施方法

さっぽろグローバルスポーツコミュニケーション(以下 SGSC という)が主体となり、事業者等に委託して実施(契約主体は「公益財団法人札幌国際プラザ」とする)

3 契約方法 公募型プロポーザル方式(価格考慮型)による随意契約

*企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする。

4 委託事業費(上限) 2,000,000 円(消費税込み)

5 委託期間及び業務スケジュール

(1) 委託期間: 契約締結の日～令和元年 12 月 27 日(金)

(2) 業務スケジュール:

8月 7日(水): 公示

8月 19日(月): 企画提案の受付・受領期限

8月 20日(火): 企画提案の審査、委託事業者決定、契約締結・業務開始

(3) 業務完了日

令和元年 12 月 27 日(金)までに全ての業務を完了すること(報告書作成業務含む)。

6 業務委託内容(企画提案事項)

(1) 業務の概要

本業務は、ラグビーワールドカップに取材に来られる海外メディアに対して、「ジャパン・オンライン・メディア・センター(以下 JOMC という)」を通して、札幌の魅力発信やファムツアーの情報発信・受付・運行を行い、札幌ドームで行われる大会時期にドーム内にデスクを用いて観光案内を行うなど、多くの海外メディアに札幌の観光情報・スポーツ環境周知するための考案し、対応する。

(2) 企画提案を求めるこ

ア JOMC での情報発信(ファムツアー内容掲載など)

イ 海外メディア対応の体制

イ デスクの運営について

ウ ファムツアーの企画・実施予定内容(輸送の手段・事業費内での想定実施回数を明示)

(3) 業務の期間等

「札幌ドーム内における観光情報等提供デスク」運営

【運営時期】令和元年 9 月 19 日(木)～23 日(月) 5 日間

【場 所】ベニユーメディアセンター内(札幌ドーム 西棟会議室)

【備 考】・デスクに 1 名人員を配置すること(観光知識に長け、海外メディアに英語で対応できる者)

・ファムツアーの運営(受付、案内)

・デスクは、長机 1 本イス 2 脚を、SGSC が用意する

「札幌市内のファムツアーア」運営

【催行時期】令和元年9月18日（水）～23日（月） 6日間

※上記日程以外の依頼があった場合、SGSCと協議し対応すること

【場所】札幌市内

【備考】・JOMCの問い合わせ先は、受託者とし、契約締結から9月23日まで対応すること

・ファムツアーパートナー参加者は、「メディアアクリテーションパス」を所持している者に限る

（3）実施結果の報告

実施概要、実施結果及び効果（実施により得られた効果やその他二次的な効果等）を取りまとめ、報告すること。

7 関係法令の遵守

受託者は業務の遂行にあたり、関係法令を遵守しなければならない。

8 秘密の保持

本業務の遂行にあたり、知り得た情報については、本契約の履行期間及び履行後においては業務上知り得た個人情報を含む全ての情報を第三者に漏らしてはならない。データの取り扱いについても同様である。また、秘密保持及びデータの取り扱いについて、従業員その他関係者への徹底を行うこと。本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩してはならない。

9 打ち合わせ等

受託者は、業務等を適正かつ円滑に実施するため、SGSCと常に密接な連絡を取り、十分な打ち合わせを行うこと。

また、受託者は業務の実施にあたり仕様書等に疑義を生じた場合は、発注者と協議のうえ実施するものとする。

10 特記事項

- (1) 本業務履行に当たり、疑義が生じた場合は、SGSC及び受託者双方の協議により処理する。
- (2) 本業務履行に当たり、SGSCは、受託者が必要とする資料の提供について便宜を図るものとする。
- (3) SGSC又はSGSCの関係者から提供を受けた資料等は、本業務にのみ使用するものとする。但し、第三者に提供する場合であらかじめSGSCの承諾を得たものについては、この限りではない。
- (4) 受託者は、委託業務の成果物に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原著作権者の権利）に規定する権利をSGSCに無償で譲渡するものとする。

SGSCは、著作権法第20条（同一性保持権）第2項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとする。

- (5) 受託者は、委託業務の遂行に当たり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。
- (6) 本委託業務の成果品の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつSGSCに何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。
- (7) 受託者は、本業務に関連した個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱留意事項」に基づき、適切な措置を講じること。
- (8) 受託者は、役務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、役務の性質上特にSGSCがやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

11 実施結果報告書の提出など

7- (3)についての報告書提出については、令和元年12月27日（金）までに下記を納入すること。

(1) 報告書データ

電磁的記録情報一式（CD-ROM又はDVD-ROMなど）：2部

(2) 報告書印刷物

10部

12 参加資格要件

札幌市の競争入札参加資格者名簿に登載されており、かつ、次に掲げる(1)～(3)の全ての要件を満たすものであること。

- (1) 本公司型プロポーザルにおいて、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市の競争入札参加停止等措置要領等の規定に基づき参加停止の措置を受けていないこと。

13 契約候補者の選定方法

本プロポーザルにおいて、企画提案の内容は、評価委員会を設置して評価する。

(1) 参加資格の審査及び結果の通知

「12 参加資格要件」に基づき審査を行い、参加団体に通知する。

(2) 評価の基準

評価項目	評価内容	配点
大会・市場の分析	本大会の詳細、本市を取り巻く現状の分析が適切であるか。	10
体制・計画の適否	業務を遂行するための適切な業務体制及び人員確保がなされ、確実に遂行し得る計画となっているか。	15
	個人情報を含むデータの取り扱いについて適切な配慮が為されているか。	15
手法・内容の評価	デスクにて、効果的に海外メディアに情報を発信できるよう創意工夫が見られる内容となされているか。	20
	ファムツア実施にて、質や回数やおもてなし及び緊急時のときに対応できる企画となっているか。	20
	分析・報告書の作成にあたり創意工夫が見られるか。	10
経費の妥当性	提案内容に対して積算額が妥当であるか。	10

(3) その他

- ア 提案者の数によっては、一次審査（書類選考）を行う場合がある。
- イ 評価の結果は、提案者全員に通知する。
- ウ 提案者が一者となった場合、別途定める最低基準点を超えた場合のみ契約候補者として選定する。
- エ 実施委員会による採点が同点の場合、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

以上

【別記】個人情報取扱注意事項

（個人情報を取り扱う際の基本的事項）

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

（秘密の保持）

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

（再委託等の禁止）

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面により承諾した場合は、この限りではない。

（複写、複製の禁止）

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

（目的外使用の禁止）

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（資料等の返還）

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

（事故の場合の措置）

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

（契約解除及び損害賠償）

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

以上